

■ 4条1項11号

不服 2024-010724

＜本願商標＞

「MARROW」（標準文字）

第3類「化粧品、化粧水、一般化粧水、スキンローション、乳液、化粧用クリーム、日焼け止めクリーム、化粧落とし剤、化粧用ローション、美顔用パック」及び第5類、第44類の指定商品・指定役務

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

Le mallow

引用商標：ル・マロウ

第3類「化粧品、せっけん類、歯磨き、芳香剤、消臭芳香剤、薫料、つけづめ、つけまつ毛、口臭用消臭剤、動物用消臭剤、洗濯用柔軟剤、洗濯用漂白剤、家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤、染み抜きベンジン」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「MARROW」の文字を標準文字で表してなるところ、「MARROW」の文字は「髄、骨髄」（「新英和中辞典 第7版」研究社）の意味を有する英語であったとしても、これは我が国で親しまれた語とはいい難く、本願の補正後の指定商品及び指定役務の取引者、需要者に直ちに特定の意味合いを認識、理解させるものとはいえない。

したがって、本願商標からは、その全体の構成文字に相応した、「マロー」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「Le mallow」の欧文字及び「ル・マロウ」の片仮名を2段に横書きしてなるところ、下段の「ル・マロウ」の片仮名は、上段の「Le mallow」の欧文字の下部にまとまりよく配されているものであって、当該欧文字の読みを特定したものと理解し得るものである。

そして、「Le」と「mallow」の間に1文字程度の間隔を有し、「ル」と「マロウ」の間に、「・」(中点)を有しているとしても、構成各文字が同じ書体、同じ大きさで外観上まとまりよく一体的に表されており、「Le mallow」の欧文字に付された「ル・マロウ」の片仮名に相応した「ルマロー」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

また、引用商標構成中の前半の「Le」及び「ル」の文字は、フランス語の定冠詞(「クラウン仏和辞典 第7版」三省堂)であり、その構成中の後半の「mallow」の文字は「アオイ科の植物；(特に)ゼニアオイ」(「新英和中辞典 第7版」研究社)の意味を有する英語であったとしても、これらは我が国で親しまれた語とはいいい難く、引用商標の指定商品の取引者、需要者に直ちに特定の意味合いを認識、理解させるものとはいえない。

さらに、引用商標は、その構成態様から、殊更、「Le」の欧文字を捨象し、「mallow」の欧文字部分のみをもって取引に資される取引実情があると認めることはできず、引用商標に接する需要者は、引用商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当である。

したがって、引用商標からは、「Le mallow」の欧文字に付された「ル・マロウ」の片仮名に相応して「ルマロー」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較するに、その外観においては、全体の構成態様の相違、構成文字の相違等において判然と区別し得るものである。

また、称呼においては、本願商標より生じる「マロー」の称呼と引用商標より生じる「ルマロー」においては、全体が3音ないし4音の短い音構成にあって、語頭の「ル」の音の有無が全体の称呼に与える影響は小さいものではないから、それぞれ一連に称呼した場合、両称呼は明瞭に聴別し得るものである。

さらに、観念においては、いずれも特定の観念を生じないことから、比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれがないものであるから、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、引用商標に係る指定商品と同一又は類似する商品について使用をするものであるとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「MARROW」と、引用商標「Le mallow\ル・マロウ」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれがないものであるから、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

少し前にご紹介した審決に、「THE COLLECTION」と「COLLECTION\コレクション」が類似と判断された事件（不服 2024-009596）がありましたが、本事件では非類似の結論が出されており、「THE」、「LA」、「LE」といった定冠詞の商標類否判断における取扱いについては、相変わらず予測がつきにくいと言えます。

もっとも、本事件では、本願商標「MARROW」と、引用商標「Le mallow\ル・マロウ」の欧文字部分（「Le」を除いた分）とは、3文字目、4文字目に「R」と「l（L）」の違いがあり、大文字と小文字の違いもあります。また、引用商標は二段併記であり、下段にカタカナの「ル・マロウ」もあることから、両商標の外観上の差異はかなり大きいと言えます。

このような点を踏まえますと、たとえ引用商標に「L e」の定冠詞が含まれてるとしても、特許庁は両商標が非類似であると判断しやすかったのかなという気がします。この引用商標が仮に、「L e m a r r o w \ ル・マロウ」という構成だったら、どのように判断されていたのか、興味深いところです。

なお、本願商標と引用商標は、ともに指定商品に「化粧品」を含んでいます。化粧品の商品分野では、フランス語からなる商標の採用も少なくないことから、昔の特許庁による商標の類否判断では、このあたりも考慮されていたような気がします。我々実務家も、たとえば「化粧品」の商品分野で商標調査をする際には、「フランス語読みの称呼の検索も忘れずに！」などと、注意することが少なくありませんでした（もちろん、現在もですが）。

ですので、審決で『引用商標は、その構成態様から、殊更、「L e」の欧文字を捨象し、「m a l l o w」の欧文字部分のみをもって取引に資される取引実情があると認めることはできず』と、当然のようにきっぱり断言しているのを目にすると、「本当かな？」と思ってしまうのですが、当職だけでしょうか。

最近は、なんでも「一体不可分で非類似」と判断される審決が多い印象があり、時代も変わったということでしょうか、「商標（商標実務）の面白み」のようなものが、どんどん薄れてしまっているような気がして、個人的に寂しく感じるがよくあります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年5月18日 >